

諮 問 書

佐市交第152号

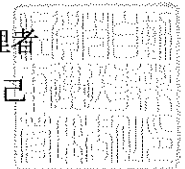
平成30年12月12日

佐賀市個人情報保護審査会

会 長 村 上 英 明 様

佐賀市自動車運送事業管理者

伊 東 博 己



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

佐賀市交通局が管理する公用車へのドライブレコーダー設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 諮問理由

交通局では、バスが関係する事故の適正な処理、事故の抑止及び乗務員の安全運転に対する意識向上を目的として、平成24年2月3日付け佐市交第199号でバス車両へのドライブレコーダー設置について諮問し、平成24年2月21日付け答申第33号で適当なものであるとの答申を受けている。

今回、交通局のバス車両以外の公用車においても、事故の適正な処理と職員の安全運転意識の向上を目的として、ドライブレコーダーを設置することとしたい。

また、既に設置しているデジタルタコグラフの運用基準と合わせて「佐賀市交通局ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ運用基準」として基準の改正を行うこととしたい。

3 公用車への設置時期

平成31年1月から

4 運用基準の改正時期

即日施行

5 ドライブレコーダーの概要

(1) 設置場所及び台数

- ・バス車両（70台）は、1台につきドライブレコーダー1台（カメラ4～5基）設置
- ・バス車両以外の公用車（4台）は、1台につきドライブレコーダー1台（カメラ1基）設置

(2) 記録する情報及び保存方法

- ・バス車両に設置しているドライブレコーダーは、運行中の車両前方、側方及び車内の映像情報、乗務員周辺を中心とした車内の音声情報を記録する。バス車両以外の公用車に設置するドライブレコーダーは、走行中の車両前方の映像情報を記録する。
- ・記録した映像情報及び音声情報（以下「記録データ」という。）は、設置するドライブレコーダーに装着した記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録する。
- ・保存する記録データがメモリーカード容量の上限に達したときは、古い記録データに新しい記録データを順次上書きすることで、古いデータを自動的に完全消去する。
- ・バス車両以外の公用車に設置するドライブレコーダーは、事故等が発生した場合は、その衝撃をセンサーが感知して上書きを防止し、事故等発生時の記録データを自動で保存する。

(3) 機器の管理

- ・メモリーカード及び読取装置（リーダーライター）、解析ソフトは専用のものを使用する。
- ・セキュリティ対策として、読取装置（リーダーライター）と接続する解析用パソコンは、パスワード等を設置し、管理責任者及び取扱者のみ取扱う。
- ・ドライブレコーダーは、メモリーカードを装着したままとし、車両の運用時間外は、車両のドアを開かない状態にする。
- ・視聴等のためにメモリーカードを車外に持ち出した場合は、交通局庁舎内の施錠可能なキャビネット等に保管する。

(4) 掲示及び広報

- ・バス車両内及び車外に「ドライブレコーダー作動中」などと明記した表示を行い、乗客等に周知する。

(5) 記録データの取扱い

- ・記録データは、「佐賀市交通局ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ運用基準」に基づき、ドライブレコーダーの管理責任者及び取扱者が取扱う。
- ・記録データを取り扱うことができるパソコンは、管理責任者が指定したものに限定する。
- ・記録データを複写する必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去する。

6 記録データの視聴及び外部提供等

記録データの視聴及び外部提供等については、佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び「佐賀市交通局ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ運用基準」に基づき取扱う。

具体的には、法令等の規定に基づく捜査機関等からの照会があった場合や、事故等の状況確認や原因調査のために事故等の相手方（相手方の代理人含む）と交通局の双方で記録データを視聴・確認する場合、及び交通局関係者（管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者等）が視聴・確認する場合、または、バス車両の運行に関する苦情等の対応に関し、管理責任者及び取扱者が運転状況を把握するため視聴・確認する場合が考えられる。

佐賀市交通局ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ運用基準

(目的)

第1条 この基準は、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データの取扱い及び適正な運用に関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データを適正に運用し、適切な事故処理、事故防止並びに交通安全運行に関する指導及び教育に資するものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 保有する全ての車両前方の映像情報並びにバス車両側方及び車内の映像情報及び音声情報を記録する装置をいう。
- (2) デジタルタコグラフ 運行記録計の一種で、バス車両の運行にかかる速度、エンジン回転数、時間等（以下「運行記録等」という。）を自動的に記録する装置をいう。
- (3) 記録データ ドライブレコーダー又はデジタルタコグラフにより記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録した映像情報、音声情報及び運行記録等をいう。

(ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、佐賀市交通局が保有する全ての車両にドライブレコーダーを設置し、バス車両にデジタルタコグラフを設置する。

- 2 ドライブレコーダーは前方に向けて設置する。また、バス車両のドライブレコーダーは、前方に向けるもののほか、側方及び車内に向けて設置する。
- 3 ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの作動時間は、各車両の運用時間とする。
- 4 ドライブレコーダーを設置したバス車両には、乗客及び通行人から見えやすい場所にドライブレコーダーが作動中である旨の表示をするものとする。

(管理責任者)

第4条 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データの適正な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、業務課長とする。
- 3 管理責任者は、次条に規定する取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

(取扱者)

第5条 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データを取扱う者（以下「取扱者」という。）は、業務課副課長、業務課係長、運行管理者、整備管理者及びダイヤ編成担当者とする。

- 2 取扱者は、この基準を遵守し、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データを適正に取り扱わなければならない。

(記録データの取扱い)

第6条 記録データは、ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ本体内に装着したメモリーカードに記録する。

- 2 メモリーカードは、ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの本体内に常時装着するものとし、次条及び第8条に定める場合に限り本体から取り出すことができる。
- 3 記録データを取り扱うことができるパソコン（以下「解析用パソコン」という。）は、管理責任者が指定する。
- 4 解析用パソコンは、管理責任者及び取扱者に限り操作することができる。
- 5 記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。
- 6 記録データを解析用パソコンに取り込む必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写の目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去するものとする。

(記録データの視聴の制限)

第7条 記録データ（複写データを含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときに視聴を認めるものとする。

- (1) 交通局関係者（管理責任者、取扱者、運転者、当該運転者の上司及び同乗者並びに佐賀市交通局が加入する自動車保険会社の担当者及びその代理人等をいう。以下同じ。）が、保有する車両の交通事故の状況把握並びに当該事故等の原因分析及び究明（以下「保有する車両事故の状況把握等」という。）を行うとき。
- (2) 交通局関係者と事故の相手方（相手方が加入する自動車保険会社の担当者及びその代理人等を含む。）が、保有する車両事故の状況把握等を行うとき。
- (3) 管理責任者及び取扱者が、バス車両の運行中における、ヒヤリハット情報の収集、分析等を行うとき。
- (4) 管理責任者及び取扱者が、バス車両の運行に当たり、道路状況、所要時間、乗客の乗降数等の調査及び研究の資料作成を行うとき。
- (5) 管理責任者及び取扱者が、バス車両の運行に関する苦情等の対応に関し、運転状況の把握を行うとき。
- (6) 管理責任者及び取扱者が、乗務員の運転技術並びに接客及び接遇の向上のために、記録データを補助的に使用して指導及び教育を行うとき。

(記録データの外部提供の制限)

第8条 記録データは、佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項ただし書に該当する場合に限り外部提供を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項第5号の規定による佐賀市個人情報保護審査会の意見を聴いたものとして取扱う。

- (1) 保有する車両事故の状況把握等を行うために、佐賀市交通局が加入する自動車保険会社の担当者及びその代理人等に記録データを提供するとき。
- (2) 直接関与しない事故等の状況把握等のために、記録データ提供の申し出を受け、特に必

要であると管理責任者が認めるとき。

- 2 前項の規定により、外部提供を行った場合は、佐賀市個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(保守点検)

第9条 ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフは、機能維持のため定期的に整備工場で保守点検を行うこととする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データの取扱い及び適正な運用に関し必要な事項は管理責任者が別に定める。

附則

この基準は、平成24年2月21日から実施する。

附則

この基準は、平成24年9月12日から実施する。

附則

この基準は、平成 年 月 日から実施する。

現 行	改正後（案）
<p>佐賀市交通局記録型ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ設置運用基準</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この運用基準は佐賀市交通局のバス車両における記録型ドライブレコーダー（以下、「ドラレコ」という。）・デジタルタコグラフ（以下、「デジタコ」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報及び音声情報・運行情報（以下、「記録データ」という。）の取扱い_____に関し必要な事項を定めることにより、ドラレコ・デジタコ_____及び記録データを適正に運用し、適切な事故処理及び事故防止、_____交通安全運行に関する指導・_____教育に資するものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）ドラレコ _____：バスの車内外の映像及び音声を撮影、_____記録する装置をいう。</p> <p>（2）デジタコ _____：運行記録系の一つで_____車両の運行にかかる速度・エンジン回転数・_____時間等_____を自動的にメモリーカード等に記録する装置_____</p> <p>（3）記録データ：ドラレコ・_____デジタコ_____により記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録された映像情報及び音声情報・_____運行記録等をいう。</p> <p>（4）管理責任者：ドラレコ・デジタコ及び記録データを管理する者をいう。</p> <p>（5）取扱者：管理責任者よりドラレコ・デジ</p>	<p>佐賀市交通局_____ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ_____運用基準</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この_____基準は、_____ドライブレコーダー_____、_____デジタルタコグラフ_____及び_____記録データ_____の取扱い及び適正な運用に関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データを適正に運用し、適切な事故処理、_____事故防止並びに交通安全運行に関する指導及び教育に資するものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、_____当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）ドライブレコーダー 保有する全ての車両前方の映像情報並びにバス車両側方及び車内の映像情報及び音声情報を記録する装置をいう。</p> <p>（2）デジタルタコグラフ 運行記録計の一つで、バス車両の運行にかかる速度、エンジン回転数、時間等（以下「運行記録等」という。）を自動的に_____記録する装置をいう。</p> <p>（3）記録データ _____ドライブレコーダー又はデジタルタコグラフにより記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録した _____映像情報、_____音声情報及び運行記録等をいう。</p>

タク及び記録データの操作・取扱いの許可を受けた者をいう。

(ドラレコ・ デジタコ
の設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、
交通局が保有するバス 車両にドラレコ・
デジタコ
を設置する。

2 ドラレコの撮影カメラは、前方撮影用及び
車内撮影用に、バス車内に
設置する。

3 ドラレコ・ デジタコ
の作動時間は、バス運行 時間とする。

4 ドラレコ を設置したバス車両
には、乗客及び通行人から見えやすい場所にドラ
レコ が作動中である旨の表示を
するものとする。

5 デジタコを設置したバス車両には、運転席
から見えやすい場所にデジタコ搭載車両であ
る旨の表示をするものとする。

(管理責任者の責務)

第4条 ドラレコ・ デジタコ
及び記録データの適正な運用及び管理を
図るため、管理責任者をおく。

2 管理責任者は、業務課長とする。

3 管理責任者は、 取扱者にこ
の基準を遵守させなければならない。

(取扱者)

第5条 取扱者を
、業務課副課長、業務課係長、
整備管理者及び管理責任者が認めた
者とする。

2 取扱者は、この基準を遵守し、ドラレコ・

(ドライブレコーダー及びデジタルタコグラ
フの設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、佐賀
市交通局が保有する全ての車両にドライブレ
コーダーを設置し、バス車両にデジタルタコグ
ラフを設置する。

2 ドライブレコーダーは前方に向けて設置
する。また、バス車両のドライブレコーダーは、
前方に向けるもののほか、側方及び車内に向け
て設置する。

3 ドライブレコーダー及びデジタルタコグ
ラフの作動時間は、各車両の運用時間とする。

4 ドライブレコーダーを設置したバス車両
には、乗客及び通行人から見えやすい場所にド
ライブレコーダーが作動中である旨の表示を
するものとする。

(管理責任者)

第4条 ドライブレコーダー、デジタルタコグ
ラフ及び記録データの適正な運用及び管理を
図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、業務課長とする。

3 管理責任者は、次条に規定する取扱者にこ
の基準を遵守させなければならない。

(取扱者)

第5条 ドライブレコーダー、デジタルタコグ
ラフ及び記録データを取扱う者(以下「取扱者」
という。)は、業務課副課長、業務課係長、運
行管理者、整備管理者及びダイヤ編成担当
者とする。

2 取扱者は、この基準を遵守し、ドライブレ

デジタコ及び記録データの適正な取扱いに努めなければならない。

(記録データの取扱い)

第6条 記録データは、ドラレコ・デジタコ本体内に装着したメモリーカードに記録する。

2 メモリーカードは、ドラレコ・デジタコの本体内に常時装着するものとし、第7条に定める場合のみ本体から取り出し、読取装置(リーダーライター)を介しメモリーカード内の記録データを解析用パソコン内の記録媒体に複写・保存することができる。必要とする記録データの複写・保存が完了したメモリーカードは施錠可能な保管庫に保管する。また、解析用パソコン内に複写・保存したデータは使用目的完了後、速やかに消去する。

3 解析用パソコンの操作はパスワード等により限定した者のみ可能とする。

4 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工はしてはならない。

(記録データの利用目的)

第7条 記録データ(複写データを含む。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

(1) バス事故等発生時における、事故分析、原因究明、乗務員指導に必要な場合

コーダー、デジタルタコグラフ及び記録データを適正に取り扱わなければならない。

(記録データの取扱い)

第6条 記録データは、ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ本体内に装着したメモリーカードに記録する。

2 メモリーカードは、ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの本体内に常時装着するものとし、次条及び第8条に定める場合に限り本体から取り出すことができる。

3 記録データを取り扱うことができるパソコン(以下「解析用パソコン」という。)は、管理責任者が指定する。

4 解析用パソコンは、管理責任者及び取扱者に限り操作することができる。

5 記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。

6 記録データを解析用パソコンに取り込む必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写の目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去するものとする。

(記録データの視聴の制限)

第7条 記録データ(複写データを含む。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときに視聴を認めるものとする。

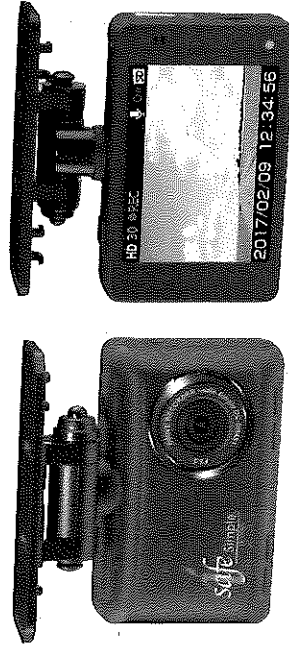
(1) 交通局関係者(管理責任者、取扱者、運転者、当該運転者の上司及び同乗者並びに佐賀

	<p>市交通局が加入する自動車保険会社の担当者及びその代理人等をいう。以下同じ。)が、保有する車両の交通事故の状況把握並びに当該事故等の原因分析及び究明(以下「保有する車両事故の状況把握等」という。)を行うとき。</p> <p>(2) 交通局関係者と事故の相手方(相手方が加入する自動車保険会社の担当者及びその代理人等を含む。)が、保有する車両事故の状況把握等を行うとき。</p>
<p>(2) _____ 運行中における、安全運転やヒヤリハット情報の収集と分析等に必要な場合</p> <p>(3) _____ バス _____ 運行に当たり、道路状況・所要時間・乗客の乗降数等の調査・研究の資料作成の場合</p> <p>(4) その他、特に必要であると管理責任者が認める場合</p>	<p>(3) 管理責任者及び取扱者が、バス車両の運行中における、_____ ヒヤリハット情報の収集、分析等を行うとき。</p> <p>(4) 管理責任者及び取扱者が、バス車両の運行に当たり、道路状況、所要時間、乗客の乗降数等の調査及び研究の資料作成を行うとき。</p> <p>(5) 管理責任者及び取扱者が、バス車両の運行に関する苦情等の対応に関し、運転状況の把握を行うとき。</p>
	<p>(6) 管理責任者及び取扱者が、乗務員の運転技術並びに接客及び接遇の向上のために、記録データを補助的に使用して指導及び教育を行うとき。</p>
<p>(記録データの開示・提供等の制限)</p> <p>第8条 法令等又は _____ は _____ 佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理責任者、取扱者及び乗務員以外の者に記録データの開示・貸与・閲覧・複写提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない</p>	<p>(記録データの外部提供)の制限)</p> <p>第8条 記録データは、_____ 佐賀市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第8条第1項ただし書に該当する場合に限り外部提供を認めるものとする</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項第5号の規定による佐賀市個人情報保護審査会の意見を聴いたものとして取扱う。</p>
<p>(1) _____ 事故・苦情等の対応に関し状況の確認を必要とする場合。</p>	<p>(1) 保有する車両事故の状況把握等を行うために、佐賀市交通局が加入する自動車保険会社の担当者及びその代理人等に記録データを提供するとき。</p>
<p>(2) _____ 特に必要であると管理責任者が認める場合</p>	<p>(2) 直接関与しない事故等の状況把握等のために、記録データ提供の申し出を受け、特に必要であると管理責任者が認めるとき。</p>

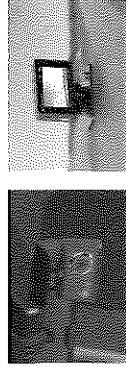
<p>(指導・教育)</p> <p>第9条 乗務員の運転技術及び接客・接遇の向上のために、ドラレコ・デジタコ及び記録データを補助的に使用し指導・教育する場合には、適切な指導・教育を行わなければならない。</p> <p>(保守点検)</p> <p>第10条 ドラレコ・デジタコの機能維持のため定期的に整備工場 で保守点検を行うこと</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この基準に定めるもののほか、ドラレコ・デジタコの設置及び運用に関し必要な事項は管理責任者が定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この基準は、平成24年2月21日から実施する。</p> <p>附則</p> <p>2 この基準は、平成24年9月12日から実施する。</p>	<p>2 前項の規定により、外部提供を行った場合は、佐賀市個人情報保護審査会に報告しなければならない。</p> <p>(保守点検)</p> <p>第9条 ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフは、機能維持のため定期的に整備工場 で保守点検を行うこととする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ及び記録データの取扱い及び適正な運用に関し必要な事項は管理責任者が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成24年2月21日から実施する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成24年9月12日から実施する。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成 年 月 日から実施する。</p>
--	---

さらにキレイに、使いやすく!
F値2.0の大型
ガラスレンズ採用!

※F値が小さいほど、明るい映像が撮影できます。



ドライブレコーダー装着方法は2タイプ



ルーペモニター
フロントガラス取付

タッチパネル取付

本体はDC-DR401です。

GPSナビ 機能	2.7 インチ液晶 モニター	HD 1080P 液晶	LED バック ライト	12/24 時間撮影	LED ディスプレイ	GPS ナビ	防水	カメラ レンズ	バック カメラ	充電 ケーブル	バック カメラ
-------------	----------------------	-------------------	-------------------	---------------	---------------	-----------	----	------------	------------	------------	------------

注:GPS機能はDC-DR411のみと対応します。

夜間でも明るく撮影!

VIS イオンチイメーサセンサー搭載。イメージセンサーを大型化することで従来よりも鮮明な映像を記録します。また、夜間の明るさアップも実現しました。

※撮影が停止した場合は、自動的にカメラをオフにする場合があります。

全国のLED信号機に対応!

LED信号機はLEDが高速度で点滅しているため、フレームレートを調整することでLED信号機に対応しております。

地デジやナビに影響しにくいノイズ対策済み!

本製品は電子シの受信やナビのGPS受信などへの影響を抑えたノイズ対策を行っております。



※本製品の電源ケーブルは、ノイズ対策済みです。

※本製品の電源ケーブルは、ノイズ対策済みです。

インターイットケーブル

インターイットケーブル

**＼頼れる！
3つの録画モード**

常時録画!

録画モード



エンジンONで録画スタート!

エンジンONからOFFまでの映像を記録します。

※エンジンONからOFFまでの映像を記録します。エンジンをONにした時点で記録が開始され、エンジンをOFFにした時点で記録が停止します。

衝撃録画!(Gセンサー)

録画モード



Gセンサーで衝撃を検知!

衝撃を検出した場合、自動的に衝撃録画モードとして記録されます。

※録画が開始した時点でカメラが自動的に電源オフになります。

※方向検出は前後、上下、左右の検知が可能です。

マニュアル録画!

録画モード



スイッチを押すと映像を記録!

スイッチを押すことで任意のタイミングで映像を記録することができます。

※カメラ使用しない場合は、カメラの電源をオフにする必要があります。

＋さらに!

駐車監視ユニット対応!(別売)

エンジンOFF後も設定した時間映の記録を続けるため、衝撃があった前後の映像も取り逃がしません。詳しくはホームページをご覧ください。
www.safevideo.com (検索: safevideo.com) 製品ダウンロードセンター: www.safevideo.com/download サポートセンター: 0800-005005

最大12時間録画可能!!



**＼即確認OK!／
多彩な確認方法**

ドライブレコーダーで確認!

確認方法



本体の液晶画面で記録した映像をその場で確認できます。

パソコン(ビューワソフト)で確認!

確認方法



mOS Windows7/8)
パソコンのネットワークに接続して映像を確認することが可能です。

※ビューワソフトはホームページからダウンロードできます。

microSDHCカードに記録された専用ビューワソフトを使用して、録画したデータをパソコンで確認可能!



走行映像をPCに保存したの動画共有サイトに投稿したりして、みんなで見ることが出来ます。

その他便利機能

緊急録画停止機能搭載!

事故等の大きな被害を受けた時、記録を自動で停止し録画データを重要なデータとして保存することが出来ます。

※緊急録画停止機能は、オプションで追加できます。

バックアップ機能!

事故等を発覚した場合にもバックアップ機能により映像を守ります。

かんたんスイッチ搭載!

かんたんスイッチで画面の映像をワンタッチで再生可能な2.7インチ液晶モニターを採用したDC-DR401のモニターを搭載することが出来ます。

